

教育研究等環境の整備に関する方針

令和6年4月24日制定

四国大学及び四国大学短期大学部は、本学の理念・目的を実現するため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

1. 施設・設備の整備

学生の主体性と積極性を育む教育環境の充実を図り、学生が安心して快適な大学生活を送れるよう、人にやさしい環境配慮型キャンパスの推進に努めるとともに、国籍・宗教・性別・障がいなどの多様な背景を持つ学生・教職員が安心して学び、活躍できるダイバーシティキャンパスを構築する。

2. 情報環境の整備

教育研究活動支援のための ICT 環境の整備と充実を通じて学内 DX 化を推進し、情報環境の活用を促進する。これにより、持続可能な教育研究環境を構築し、学術活動の質向上に努める。また、学生及び教職員に対する情報倫理教育の実施を通して、学生・教職員の情報倫理の確立を図る。

3. 図書館及び学術情報サービスの整備

図書館は、教育研究活動を支援するため、学術情報資料の収集、蓄積、提供に努め、学術情報基盤としての機能強化を図る。また、利用者の多様なニーズに応えるために配慮した図書館利用環境の整備を行う。

4. 教員の教育・研究等環境の整備

教育研究の質向上及び教育研究活動の活性化を図るため、教員の研究時間の確保、研究室の整備及び研究費の確保に努めるとともに、教育研究活動支援のためのスタッフを適切に配置する。

5. 研究倫理遵守の推進

学生や教職員に対し、学内の関係規定や国が定めるガイドラインに基づく定期的な研究倫理教育を実施し、その遵守を徹底するとともに、公正かつ適切な教育研究の推進に努める。